

評議員選出に関する Q&A

Q1：評議員になりたいのですが、どういう資格が必要ですか？

A1：まず、以下の基準を全て満たす必要があります。

- 1) 集中治療の領域において指導的立場で活躍していること。
- 2) 審査申請時に 65 歳未満であること。
- 3) 正会員歴が 5 年以上あること。

さらに医師では

- 1) 本学会の専門医であること。
- 2) 10 年以上の基礎医学または臨床業務経験者であること。
- 3) 指導的立場にふさわしい臨床実績と学術業績を有すること。
- 4) 学術業績は、本学会学術集会での筆頭学会発表（2 回以上/5 年）かつ集中治療に関連した査読のある学術論文（5 編以上/10 年、共著可）とする。
- 5) 5 年以内の APRINe ラーニングプログラム JSICM コースの受講実績または各施設で JSICM コースに相当する倫理講習の 5 年以内の受講実績を有すること。
- 6) 本学会認定施設において集中治療に従事していること。

医師以外では

- 1) 審査申請時に 10 年以上の臨床業務経験者であり、そのうち 5 年間は集中治療に関連した業務に従事していること。
- 2) 審査申請時に集中治療に関する査読付き筆頭論文が学術誌に掲載されていること。論文の形式は問わないが、プロシーディングは含まれない。また和文の商業誌における解説等も含まれない。

これらを確認の上、施設基準を確認してください。

Q2：評議員数にはどのような施設基準があるのですか？

A2：以下の施設基準があります。

- 1) 専門医研修施設での指導者または指導者に準じる立場の医師を 1 名認めます。（それ以外の医師は評議員の基準を満たしても認めません）
- 2) 医師正会員数 10 名ごとに 1 名を追加して認めます。（20 名いれば 2 名になります）
- 3) 医師以外では 1 施設あたり各職種 1 名を上限とします。
- 4) 複数のユニットがある施設では会員の所属先は重複できません。

以上に関して、専門医研修施設毎にまとめて申請していただきます。

Q3：専門医研修施設では無いのですが、評議員になれますか？

A3：専門医研修施設でなければ、評議員にはなれません。

もし、評議員が専門医研修施設でない病院に異動する場合は、任期終了までは更新前までは評議員として認めますが、更新はできません。更新前までに専門医研修施設の認定を受けて下さい。

Q4：評議員なのですが、専門医研修施設に異動することになり、異動先に評議員がおられます。どうすれば良いのですか？

A4：評議員が専門医研修施設で評議員がすでにおられる場合でも、任期終了までは評議員として認めます。更新する場合は、施設での人数基準が適応されますので、施設で調整をして申請してください。

Q5：個人で評議員申請ができますか？

A5：専門医研修施設毎に代表者からまとめて申請していただきます。

Q6:学会特別貢献枠とは何ですか？

A6：学会貢献度が特に高いと判断される方を、施設条件その他を緩和して、学会から推薦して申請をお願いする枠です。総合的に判断して決定しますが、審査基準などは非公開です。

Q7：女性枠とは何ですか？

A7：施設の人数制限とは別に資格を満たす女性会員が対象です。審査においては総合的に判断して決定します。